

埋蔵文化財協議書

住居表示が無い場合、
地番を記入してください。

文化財包蔵地において、土木工事等のための発掘をしたいので、文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定に基づく埋蔵文化財発掘の届出を、別添写しの通す。つきましては、埋蔵文化財の取扱い措置について、協議を依頼します。

日付
(届出日)

〇〇年 〇〇月 〇〇日(文書番号)

事業予定地
(発掘地の地番)

国分寺市 泉町二丁目2番18号

文書番号は、届出者側で管理番号がある場合にのみ記入して下さい。

協議者
(事業者・代理人)
※いずれかに○

住所 国分寺市 西元町一丁目13番10号

氏名 国分寺 太郎

電話 042-325-0111

協議者は工事の
状況を把握して
いる方です。

受取方法

窓口・電子メール・FAX

※いずれかに○

国分寺 次郎

電子メールアドレス
taro@kokubunji. xxxxx

FAX番号

協議者以外にいらっしゃる場合、ご担当者様名もお書きください。

指導内容(教育委員会の意見) ※市記入欄

- | | |
|-----------|---|
| (1) 試掘調査 | 埋蔵文化財の有無を確認するため。 |
| (2) 確認調査 | 埋蔵文化財のより詳しい内容 |
| (3) 工事立会い | ①立会い中に遺構等が確認された場合、発掘調査を実施する。
②掘削の深度が遺構面に達した場合、発掘調査を実施する。
③過去の調査結果から、遺構等の希薄な地域である。
④小規模工事のため。 |
| (4) 発掘調査 | ①工事等により埋蔵文化財が掘削されるため。
②盛土・工作物等の設置で、埋蔵文化財に影響を及ぼすため。
③恒久的建築物・道路等を設置するため。
④その他() |
| (5) 慎重工事 | ①既に、発掘調査を実施した地域である。
②既に、削平されている地域である。
③その他() |

届出書受理後、教育委員会では、届出書の内容と調査履歴などから、(1)～(5)のいずれかの内容を選択し、市教委の意見として、都教委に進達します。

協議合意日は、届出日からおおよそ1週間以内に、市から届出者に連絡し、協議書をお渡しする日をもって合意日とします。

協議合意日

年 月 日 ※市記入欄

備考

国分寺市教育委員会は、別途受理した届出の正本を、上記の内容の意見を付して東京都教育委員会へ進達します。本件について、都教育委員会より届出者に対して通知がありますので、その指示に従ってください。